

長瀬町内に住宅を取得すると

最大110万円の補助金を交付します！

町では町内に住宅を取得し定住される意思をお持ちの方に、住宅取得費用を助成する補助金交付制度を設けています。

対象 定住の意思を持ちかつ市町村民税等の滞納のない、次のいずれかの条件を満たした世帯等です。

①三世代世帯…補助金申請者を含め直系の3つ以上の世代が同居している世帯

(例：祖父母・親(申請者)・子ども)

②新婚世帯…ご夫婦のいずれかが40歳未満である結婚後5年以内の世帯

③子育て世帯…中学卒業前の子どもを扶養している世帯

④新規転入者…町外に3年以上住まわれていた方

補助金額 住宅を新築・増築、または中古で取得されるかで額が決まります。基本補助金と世帯の状況等に応じる加算補助金があり、上限は110万円となります。

ただし、取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とします。

・**基本補助金** ア 新築・増築住宅の取得…50万円

※増築…新規転入者と同居するための増築を行い、三世代世帯が居住することとなる住宅

イ 中古住宅の取得…25万円

・**加算補助金** ア 新婚世帯・子育て世帯…30万円(中古住宅取得の場合は15万円)

イ 町内の建築業者を利用して住宅を取得する…20万円

※建築業者…長瀬町内に事務所を有する建築業法の許可を受けた建築業者(元請に限る)

ウ 指定地域に住宅を取得する…10万円

※指定地域…大字野上下郷、矢那瀬、岩田

対象とならない場合 ・公共工事に伴う移転補償を理由とする住宅の取得

・建替えに当たる住宅の取得(ただし、三世代世帯に限り、建替えも補助金の対象となる)

申請時期 工事請負契約締結または売買契約締結後**60日以内**に申請してください。

問合せ 企画財政課 企画財政担当 ☎66・3111 内線221

空き家・空き地を所有されている方へのお願い

長瀬町では近年、毎年100人ほど人口が減少しており、町の活性化及び持続のために、人口減少率の改善を行うべく、移住窓口の設置等の各種移住施策を行っております。

そんな中、長瀬町への移住について関心を持っていただく方はいるものの、「住む家や土地が見つからない」との理由で移住を断念される方がいらっしやいます。

そこで、町では、空き家・空き地を所有されている方で、**「空き家や土地の管理が大変だから手放したい(売りたい)」、「町の発展のため、条件が合えば移住者の方に提供しても良い」、「手放したくはないが、賃貸であれば検討したい」という方からの情報提供をお待ちしております。**所有されている空き家(空き地)を売りたい(貸したい)というご意向をお持ちの方は、下記までご連絡いただくか、役場2階企画財政課までお越しください。

※実際の仲介及び売買は、不動産業者やちちぶ空き家バンク等を介して行っていただきます。役場では皆さまのご意向を伺い、情報として蓄積し、希望される移住者がいらっしやった場合に提供可能な物件等についてご紹介させていただきます。

※ご紹介いただいた物件等については、必ず提供されることをお約束できるものではありません。

<ご紹介の流れのイメージ>

①空き物件(土地)を所有されている方から役場へ情報提供

②役場で情報を蓄積し、条件が合う移住希望者がいた場合はご紹介

③移住希望者が購入・賃貸を希望する場合は、所有者の方に連絡を行い、不動産業者等の仲介のもと、手続きを行う

問合せ 企画財政課 企画財政担当 ☎66・3111 内線222